

神石高原町森林整備計画 【変更】

計画期間 自 平成28年4月 1日
至 平成38年3月31日
(平成29年4月1日変更)

神石高原町



神石高原町 位置図



I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林整備の方法に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項
- 第2 造林に関する事項
- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
- 5 その他必要な事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
- 3 その他間伐及び保育の基準
- 4 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項
- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 4 その他必要な事項
- 第7 路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 路網の整備に関する事項
 - 2 その他必要な事項
- 第8 その他森林整備の方法に関する必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

参考資料

- 1 人口及び就業の構造
 - (1) 年齢層別人口動態

(2) 産業部門別就業者数等	
2 土地利用	
3 森林転用面積	
4 森林資源の現況等	
(1) 保有形態別森林面積	
(2) 在町者・不在町者別私有林面積	
(3) 民有林の齢級別面積	
(4) 保有山林面積規模別林家数	
(5) 作業路網の状況	
ア 基幹路網の現況	
イ 細部路網の現況	
5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	
6 町における林業の位置付け	
(1) 産業別総生産額	
(2) 製造業の事業所数, 従業員数, 現金給与総額	
7 林業関係の就業状況	
8 林業機械等設置状況	
9 林産物の生産概況	
10 その他必要なもの	

1 森林整備の現状と課題

本町は、広島県の東部に位置し、標高400mから800mの高原地帯で、起伏の穏やかな高原を形成しています。また、町内を流れる成羽川や帝釈川など大半は、岡山県へ流下し瀬戸内海へ注ぐ高梁川水系に属しており、西部河川の一部が江の川水系、南部河川の一部が芦田川水系に属し、重要な水源地域となっています。

本町の森林面積は30,623haで、町の総面積の80%を占めており、民有林面積は26,932haで、森林面積の87%を占めています。このうち、8,745haが人工林であり、樹種別面積割合は、スギ19%、ヒノキ74%、マツ4%と全県に比べてヒノキの割合が高く、人工林率32%は県平均とほぼ同等であり、木材生産機能の発揮が期待されます。しかし、50年生以下の林分が5,097haで62%と多く占めており、今後、森林の多面的機能の高度発揮の観点から、まとまった高齢林については、集約化による搬出間伐や皆伐を適正に実施していくことが重要です。

本町の森林は、北部地域に多く分布する人工林と南部地域に多い天然性アカマツ林に大きく分けられ、適切な森林整備による水源涵養機能などの森林の有する多面的機能の発揮が期待されています。

人工林については、所有形態が小規模零細であり、林業採算性の悪化、過疎・高齢化の進行などによる森林所有者の林業経営意欲の低下から、間伐等の手入れ不足の森林が増加しています。そのため、森林の適切な整備を図るには、所有形態が小規模分散型の森林を団地化し、**提案型集約化施業^{※1}**を拡大していくことが求められています。

また、路網の整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入により、生産性の向上を図るとともに、生産ロットの拡大に合わせて、中間土場等を活用した物流の効率化により、木材生産の低コスト化を図り、搬出間伐の推進と、計画的な伐採と更新を推進することが重要です。

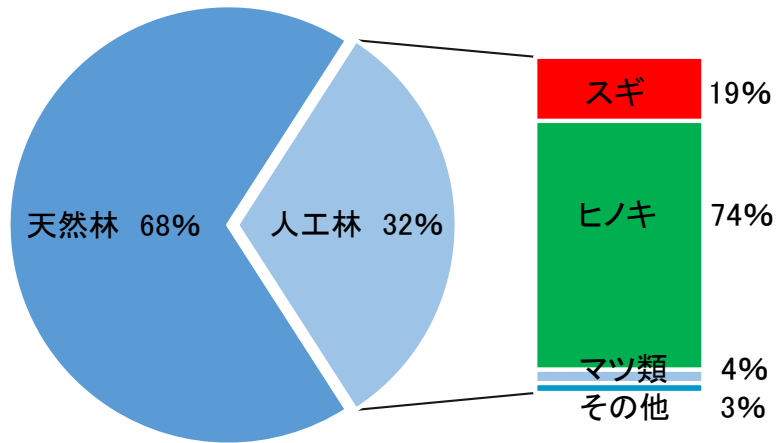
天然性アカマツ林については、松枯れ被害が顕著なため、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全の観点から、被害状況を把握し、被害が少ない松林は被害木の伐倒駆除を行うなど、被害の状況に応じて効果的な対策で、松林の保全を図る必要があります。

そのため、森林総合研究所の水源林造成事業等を活用し、松枯れ被害地域の樹種転換を図っていきます。また、町内外の素材生産業者により、製紙や木質バイオマス発電用向けに天然林が伐採されていますが、その多くが町外の発電施設等に出荷されているため、町内でのバイオマスの利活用を検討する必要があります。

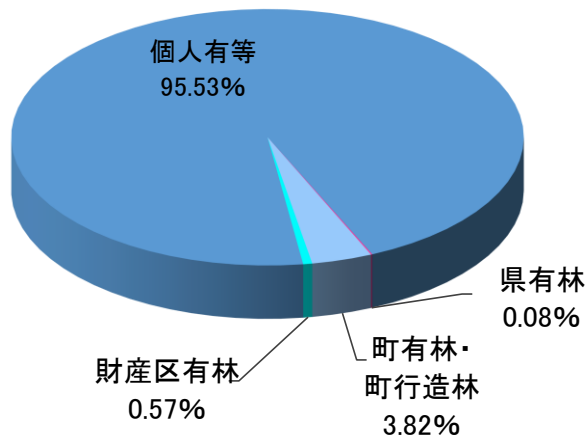
※1 提案型集約化施業とは

複数の森林所有者に対し、木材の販売見込み額など、事業を実施した場合の収支を明らかにした見積り（森林施業提案書）を提示して、所有者の施業に対する関心を高め、森林経営受託契約等を締結しつつ、集約化して施業を行う取り組みです。

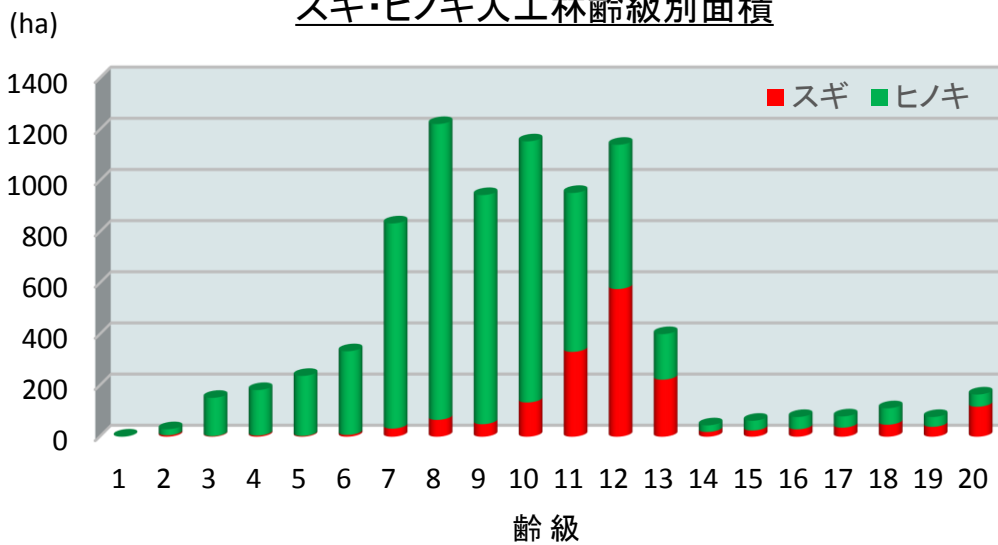
林種・樹種別森林面積



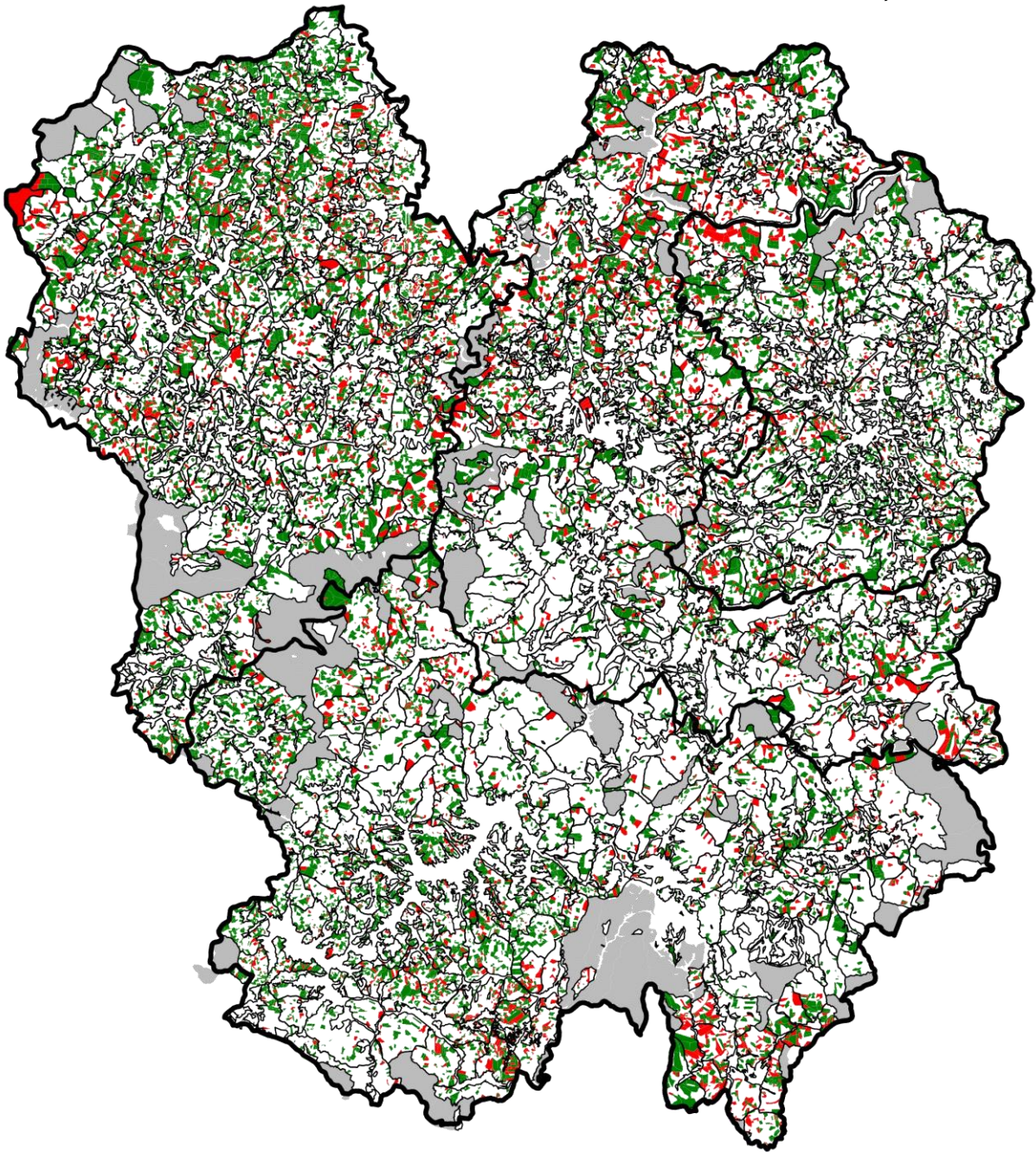
所有形態別森林面積(人工林)



スギ・ヒノキ人工林齢級別面積



スギ ■
ヒノキ ■



スギ・ヒノキ人工分布図

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を次の5区分に分類するとともに、広島県が平成22年12月に策定した「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン^{※1}」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進していきます。なお、これらの機能は、重複することがあります。

① 水源涵養機能を重視する「水源涵養機能維持増進森林」

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指します。

② 山地災害防止及び土壌保全機能を重視する「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指します。

③ 生活環境保全機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指します。

④ 保健文化機能を重視する「保健機能維持増進森林」

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林、または、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指します。

また、生物多様性保全機能の維持増進を行う森林として、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林を目指します。

⑤ 木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指します。

^{※1} 2020 広島県農林水産業チャレンジプランとは

平成22年10月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」の農林水産分野に関する計画として位置づけられ、本県農林水産業の基本指針となるもので、10年後（2020年）のめざす姿を描いた上で、平成27年度（2015年）を目標年度とする5ヵ年計画として取りまとめたものです。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵養機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小及び分散を図ることとします。

また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

② 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。

また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。

③ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。

④ 保健機能維持増進森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

⑤ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することを基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

持続可能な森林経営の実現を図っていくためには、必要な森林施業を効率的で着実に実行しなくてはなりません。そのためには、小規模分散型の森林を集約し、団地化して、路網整備を行い、高性能林業機械を用いて効率的な森林整備を行うことが必要です。団地化するためには、森林情報の集積と施業内容やコスト計算などの精度の高い施業プランを提案する提案型集約化施業と施業プランナーの育成、面的なまとまりによる森林経営を推進するため、森林経営計画の樹立を推進する必要があります。

また、高性能林業機械の導入、簡易で耐久性のある路網整備など林業機械と路網を組み合わせた高効率・低コストで安全性の高い作業システムの確立で木材生産の効率化・低コスト化に取り組まなければなりません。

さらには、国有林と隣接する団地においては、国有林及び関係機関と一層連携を強化して、国有林で行っている森林共同施業団地の設定等による民国が一体となった団地化への検討も行い、計画的な路網整備や事業量の確保等による効率的な森林整備を推進することも必要となります。

こうした取組は、町、森林管理署、県、民間林業事業者、森林所有者等が相互に連絡を密にし、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進することが重要です。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

各地域における標準的な立木の伐採（主伐）時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
本町全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯^{※1}を設け、適確な更新を図ります。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とします。

※1 保残帯とは

保安林制度における、立木の伐採による伐採跡地間の距離の基準や、その他、森林の最小単位等に用いられる20m幅以上の森林を指します。（20m未満の幅が20m以上連続している場合、一つの伐採跡地として取り扱われます。）

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとします。

なお、立木の伐採に当たっては、次の①～⑤に留意するものとします。

森林の伐採に当り留意すべき事項

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。
- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保すること。
- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮すること。
- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表のとおりとします。

(例) 沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ，斜面中～上部はヒノキとするなど，植栽場所の地形や土壌に留意して選定してください。

次表以外の樹種を植栽しようとする場合には，本町の林務担当部局と相談するなど，適切な樹種を選定することとします。

人工造林の対象樹種

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ，ヒノキ，アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類，カシ類，カエデ類，サクラ類，シデ類等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は，次表に示す本数を標準として，決定します。

なお，次表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には，本町の林務担当部局と相談するなど，適切な植栽本数を選定することとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ	中仕立	2,000～3,000本
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000本
クヌギ	中仕立	3,000～4,000本
アカマツ	中仕立	3,000～5,000本

注 広島スーパーマツは，アカマツに準ずる。

イ その他人工造林の方法

人工造林は，次表に示す方法を標準として行うものとします。

なお，地形等の自然条件を勘案して，伐採に使用した林業機械を地拵えに活用するなど，施業の効率化を図るものとします。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳寒時期を避けて植付けを行うこと。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとします。特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ります。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、**広島県天然更新完了基準**^{※1}により森林の確実な更新を図るものとします。

※1 広島県天然更新完了基準とは

広島県内の天然更新の対象地、対象樹種、更新及び更新補助作業、更新が完了した状態(更新完了基準)、更新調査の方法等について定めたものです。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとします。

天然更新の対象樹種

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類, カシ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新すべき本数は、次表に示す期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。)とします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ, ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等	6,000 本/ha

また、天然更新補助作業は、次表に示す方法を標準として行うものとします。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によります。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を確保するため、植栽を必要とする森林は、次表のとおりとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐^{※1}は，森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため，次表に示す内容を標準として，適切な時期，方法により実施するものとし，長伐期施業^{※2}を実施する森林については，参考表を用いるものとします。

なお，次表又は参考表により難しい場合は，標準伐期齢未満の森林は10年に1回，標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施します。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが，柱材を生産目標にする場合は，3回目以降の間伐を省略する。なお，林齢の目安は，I等地とII等地の中間値とした。

※1 間伐とは

林冠がうっ閉し過密状態の森林の一部を伐採して林分密度を調整する施業であり，残存木の成長促進，劣勢木や被害木の除去，林床の光環境の改善により下層植生を発達させるために実施します。

なお，間伐の種類は，選木を重視する定性間伐と，列状間伐のように，選木を重視しない，あるいは間伐率に基づき機械的に伐採木を決める定量間伐があります。

※2 長伐期施業とは

森林法施行規則による基準では，「標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林」と定義づけられています。

スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	標高21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	標高15m	標高18m	27～31	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

アカマツ

単位 時期：林齢

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数 (参考表)

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割,以降20年ごとに2割
スギ	16	20年生から50年生まで10年毎に3割,以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割,以降20年ごとに2割
ヒノキ	14	15年生から75年生まで15年毎に3割,以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施します。

保育の作業種別の標準的な方法

単位 時期：林齢

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
下刈	スギ	I～II	2,000～ 3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、林地に応じて適時行う。	
	ヒノキ	I～II	2,000～ 3,000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	I～II	3,000～ 5,000	1	2	3	4	5		
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、林地に応じて適時行う。	
			2,000	16～21						
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14						
			2,000	15～20						
	アカマツ	II	3,000～ 5,000	10						

注1 地位級の I, II は I 等地, II 等地を表す。

2 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

3 その他間伐及び保育の基準

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60年生で15年以上手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林等に誘導します。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行います。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林^{※1}の所在等については、指定を見送ることとしました。

※1 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林について

この2つの森林については、適正な密度管理が行われている森林経営計画対象等を除いた人工林において指定されるものです。

しかし、広域の森林に対して客観的に間伐や保育が適正に実施されているか評価することは、技術や費用の面などから現段階では困難であり、また、平成24年度から森林経営計画へ段階的に移行中であることもあり、今回の計画では、その指定を見送りました。

現在、町では、森林組合等の意見を聞きながら、間伐手遅れ林分を個別に抽出し、「ひろしま森づくり事業」等を活用して、その解消に取り組んでいます。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとします。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(水源涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源涵養保安林^{※1}、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等とし、当該森林の区域は、別表1のとおりとします。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林(伐期の延長をすべき森林)の区域については、別表2のとおりとします。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって 生立する樹種	主として植栽又は下種によって 生立する広葉樹
本町全域	45年	50年	40年	50年	30年	55年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、別表1のとおりです。

2

※1 保安林とは

森林法の基づき、森林の有する公益的機能を発揮のため指定される森林であり、伐採や土地の形質の変更が制限される。水源涵養のほか、土砂流出防備、なだれ防止、保健などの保安林があります。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
(山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)

土砂崩壊防備保安林，土砂流出防備保安林や，砂防指定地，保安施設地区等について定めるものとします。

具体的には，地形の傾斜が急な箇所，傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水，地中水の集中流下する部分をもっている箇所，基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎帯又は断層線上にある箇所，流れ磐となっている箇所，土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林について定めるものとします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
(快適環境形成機能維持増進森林)

該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
(保健文化機能維持増進森林)

保健保安林，風致保安林，国定公園第1種及び第2種特別地域，県立自然公園第1種及び第2種特別地域，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育

具体的には，湖沼，瀑布，溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの，ハイキング，キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特的利用等に適した森林，保健文化機能の評価区分が高い森林等に利用されている森林のうち，保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等について定めるものとします。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに，天然力も活用した施業，憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業及び美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進します。

このため，アの①から③の森林のうち，これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については，択伐による複層林施業を推進すべき森林とし，それ以外の森林については，**複層林**^{※1}施業を推進すべき

※1 複層林とは

森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域、その他の森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽に よるものを除く)	主としてぼう 芽によって 生立する樹種	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹
本町全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

一つの林分で、複数の樹冠により構成されている森林。上下層による垂直方向の複層林（択伐林）と帯状やモザイク林等の水平方向の複層（相）林があります。育成複層林施業は、人為的に複層林へ誘導するための受光伐や樹下植栽等の施業のことを指します。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(木材生産機能維持増進森林)の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林は、別表1のとおりです。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、次表を目安として決定します。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

単位 径級：cm, 時期：林齢

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期 の目安
		生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	I等地	一般建築材	中仕立	31(22)	50(35)
		造作材	中仕立	40	50
	II等地	一般建築材	中仕立	25(22)	50(50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I等地	一般建築材	中仕立	26(22)	55(40)
		造作材	中仕立	34	80
	II等地	一般建築材	中仕立	21(19)	55
アカマツ	II等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

3 その他必要な事項

1及び2で定めた公益的機能別施業森林等の区域については、区域の重複は可能ですが、2の(1)の区域が1の(2)の区域と重複する場合、より高度な公益的機能高めるため1の(2)の区域を優先し、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林を除き、重複しないこととします。

また、公益的機能別施業森林等の区域が重複する場合の森林施業の方法については、森林の公益的機能を高める施業の方法を優先するものとします。

このため、択伐による複層林施業を推進すべき森林が最も高く、次に、複層施業を推進すべき森林、長伐期施業を推進すべき森林、伐期の延長をすべき森林の順番とします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

地域の森林資源の現況，地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン アクションプログラム」（平成26年11月策定）等行政計画の目標等を勘案して，森林経営の受委託を促進し，経営規模の拡大に取り組みます。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ，森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成による森林の経営の規模拡大を促進します。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために，施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の拡大を推進します。

4 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町では、森林の経営の受託による集約化に取り組むこととしますが、必要に応じて森林法第10条の11の8第1項に規定する施業実施協定にも取り組みます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

特になし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

ア 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表1を目安とします。

表1

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム ^{※1}	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム ^{※2}	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

イ 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進します。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用します。

ウ 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域において設定することとします。

(2) 路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については，安全の確保，土壌の保全等を図るため，適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし，「林道規程」（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知），「林業専用道作設指針」（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知），「広島県森林作業道作設指針」（平成 23 年 4 月 1 日広島県制定），「広島県森林作業道実施基準」（平成 23 年 6 月 1 日最終改正）に即して開設します。

(イ) 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字, 林班等)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5 ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		旧油木町	大木和宗	1,900	82	○		国連絡
				田頭川崎	100	73			
				大原和宗	1,500	92	○		
				権現山	200	33			
				山方	130	66			
			旧神石町	田口本郷	1,200	32	○		
				山ノ神	800	31			
				滝奥	2,300	82	○		
				上郷大掛	600	50			
				野呂本郷	700	44	○		
開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字, 林班等)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5 ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		旧豊松町	高松谷	1,000	66	○		
				鍋谷	900	30	○		
				宮花	700	704			
				大柴	700	44			
				中間谷	700	48			
			旧三和町	丸沢田	500	56			

				大谷山	600	42			国連絡
				改進	500	35			
				下阿下	2,000	36	○		
				梨迫	1,300	36	○		
				坂瀬川(支)	500	91			
				佛谷	2,500	67			国連絡
				三白	1,300	41	○		
拡張	自動車道	幅員・ 法面保全	旧油木町	登谷	200	83			
		法面改良		中山	200	92			
		〃		上野角平	200	75			
		幅員・ 法面改良		権現山	1,000	33	○		
		舗装・ 法面改良		龍王	1,700	32			
		〃		大島	3,409	148	○		
		舗装		大原和宗	800	92			
		舗装・ 法面改良		宇手迫	1,900	62	○		
		舗装		大木和宗	1,000	42			
		法面保全		大古瀬	2,170	122			国連絡
		〃	旧神石町	双子山	200	60			
		舗装		天神	1,500	71	○		
		舗装・ 法面保全		後谷	1,400	81			
		法面保全		和宗	200	30			
〃		左谷	100	51					

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字, 林班等)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	法面保全	旧神石町	星居山	100	358			
		舗装・ 法面保全		笛吹山	2,800	68	○		
		〃		山ノ神	1,300	31			
		法面保全 ・舗装		大辺安田	500	185			
		法面保全	旧豊松町	中間谷	200	48			

	舗装・幅員・法面保全		高松谷	1,500	66	○		
	〃		塩忠2号	850	65			
	舗装・法面保全		油屋尾首	800	30			
	舗装・幅員・法面保全		米見山	2,150	52	○		
	法面保全	旧三和町	東谷	4,213	118			
	〃		横橋	2,547	90			
	法面保全・舗装		岩屋	1,692	40			
	法面保全		三木	2,826	210	○		
	〃		御陵・納所	3,589	57			国連絡
	舗装		西谷	2,640	178	○		
	法面保全		光福佐波	2,272	34			
	法面保全・舗装		東山	1,600	50			
	〃		御所ヶ谷	1,957	32			
	〃		五反畑	1,749	43	○		国連絡
	〃		丸沢田	1,600	56			
	〃		坂瀬川(支)	1,000	91			
	舗装		下犬塚	1,700	35			国連絡

イ 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設にかかる留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)、「広島県森林作業道作設指針」(平成23年4月1日広島県制定)、「広島県森林作業道実施基準」(平成23年6月1日最終改正)に即して開設します。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、およびその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりとします。

① 傾斜25°以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとします。

② 傾斜 25～35°

中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとします。

③ 傾斜 35° 以上

急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や町の林務担当課と協議するものとします。

(イ) その他必要な事項

本町内には、過去の地すべりにより形成された、規模の大きな地すべり地形や崩壊地形が広い範囲に分布しています。比較的少雨地帯であることが幸いし、個々の被害は軽微ですが、近年の豪雨等の異常気象下では大規模な地すべりが発生する可能性を有しています。

このため、路線選定に当たっては、地形・地質の安定している個所を通過するように選定し、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波型勾配とします。また、やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画することとします。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

2 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりです。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他森林整備の方法に関する必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー^{※1}及び木材生産や道づくりを担う現場技能者（フォレストマネージャー〔統括現場管理責任者〕、森林作業道作設オペレーター等）の育成を県や関係機関と連携して取り組みます。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業者のそれぞれの強みを生かした取組が重要であるため、森林組合と民間事業者の連携について、県や関係機関とともに推進します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施します。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 集材 造材 運材	緩傾斜	チェーンソー	ハーベスタ
		グラップルローダ （ハーベスタ）	グラップルローダ （ハーベスタ） ※ロングリーチ含む
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		運材車 フォワーダ	フォワーダ ※ホイールタイプ含む
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機 スイングヤーダ	スイングヤーダ、タワーヤーダ、 自走式搬器
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		—	—
造林 保育等	地拵	チェーンソー	グラップルローダ等
	下刈	刈払機	刈払機

※1 森林施業プランナーとは

提案型集約化施業の業務を行う者であり、森林経営計画を作成や施業提案書の作成・提示、現場技術者への施業の指示等の業務を行います。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工施設等の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画		
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号
製材工場	安田	200 m ²	①	該当なし		
製材工場	安田	250 m ²	②	該当なし		
木材チップ工場	李	250 m ²	③	該当なし		
椎茸加工施設	油木	54 m ²		該当なし		
椎茸加工施設	油木	50 m ²		該当なし		
椎茸集出荷施設	油木	80 m ²		該当なし		
製材工場	田頭	718 m ²	④	該当なし		
製材工場	田頭	915 m ²	⑤	該当なし		
製材工場	田頭	178 m ²	⑥	該当なし		
製材工場	下豊松	建築製材製造	⑦	該当なし		
乾燥機	有木	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	有木	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	有木	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	笹尾	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	笹尾	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
散水機	上豊松	10 t / h a		該当なし		
製材所	小畠	31,000 m ³	⑧	該当なし		
製材所	高蓋	350 m ³	⑨	該当なし		
チップ工場	井関	2,500 m ³	⑩	該当なし		
製材所	階見	1,800 m ³	⑪	該当なし		
製材所	坂瀬川	760 m ³	⑫	該当なし		

※（資料編 位置図参照）

4 その他必要な事項

特になし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

(2) 鳥獣害の防止の方法 設定なし。

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防方法等

マツ枯れ被害については、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全などの保全機能森林を有する森林を守るべき松林として、被害状況を把握し、伐倒駆除等により被害拡大を抑え松林の維持を図ります。また、被害の状況によっては天然力を活用した広葉樹への樹種転換を図ります。

ナラ枯れについては確認されていないが、関係機関において県内の情報の共有化を図り、被害の早期発見、初期段階での防除に努めます。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行います。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行います。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ノウサギ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

また、ニホンジカについては、町内の生息は確認されていますが、人工林における森林被害は報告されていません。

しかし、近隣市町村において被害が発生しているため、森林被害の状況や生息密度、植生への影響について注視し、県や森林管理署の鳥獣害関係者と十分に連携・調整を図ります。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めます。

また、保安林等県土保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりです。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
林班 005・010～012・014・019・035・051・053・063・064・071～080・082・083・085・086・088・090～092・094・100～103・119～122・129～131・167～171・175	三和地区

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
	該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法

造林，保育，伐採その他の施業の方法

施業の区域	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- (1) 森林保健施設の整備
次表のとおりとします。
- (2) 立木の期待平均樹高
次表のとおりとします。

森林保健施設の整備

施設の整備	備考（立木の期待平均樹高）
該当なし	

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めます。

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
油木	上野	1	2	3	4	5	6	7	8					578.76
	近田	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	1053.74
		21	22	23	24	25	26							
	安田	27	28	29	94	95	96	97	98	99	100	101	102	1663.86
		103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	125	126	127	
		128	129	130	131	124								
	油木1	30	31	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	1209.73
43		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54		
55		56	57	60	61	62	63	64	65	66	67	68		
69		70	88											
油木2	32	58	59	71	72	73	74	75	76	77	78	79	753.61	
	80	81	82	83	84	85	86	87	89	90	91	92		
	93													
新免	132	133	134	135	136	137	138	139	140	142	144	141	673.28	
	143													
小野	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	1063.94	
	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166				
神石	相渡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1105.82
		13	14	15	16	17	18	19	20	21				
	永野	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	1159.85
		34	35	36	37	38	39	40	41	42				
	高光	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	844.04
		55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	
67		68	69	70	71									

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)																				
神石	古川	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	905.64								
	福永	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	1160.84					
	草木	123	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	142	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	124	141	143	1395.93
	牧	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164													413.51										
	田頭	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177													560.84							
豊松	上豊松	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	1263.04						
	下豊松	12	30	31	32	62	63	64	65	66	67													474.17										
	笹尾	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29													898.16			
	有木	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	1236.9			
三和	小島2	1	40	41	42	43	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77													627.38					
	父木野	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	174	175													1114.39
	桑階	20	21	22	23	24	25	26													475.1													
	高蓋	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39													494.58							
	木津和	44	45	46	47	48	49	50													432.63													
	阿下	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64													911.8						
	小島1	65	66	67	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1176.98						
	井石	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	173	1090.51								
	坂瀬川	125	126	127	128	129	130	131	132	167	168	169	170	171	172	124													760.48					
時安	133	134	135	136	137	138	139	140	142	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	141	143	1423.71

※「地区名」は林班設定時の市町村区分である

※(資料編 区域図参照)

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の大切さや魅力、森林林業の現状等について情報発信することで、森林施業への理解と地域住民や森林ボランティア、企業など住民参加による施業の実施を推進します。また、地域材の積極的な活用を推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の散策などを通じた心と体の健康維持・増進，病気の予防のため，森林浴の積極的な推進，森林のセラピー機能を備えた既存の利用施設の活用について，情報発信を図っていきます。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
森林散策道 (セラピー ロード)	帝釈峡・神 龍湖エリア	散策道 12.2 km			
森林散策道 (セラピー ロード)	仙養ヶ原 エリア	散策道 3.9 km			
星居山森林公園	阿下	バンガロー2棟 コテージ1棟 休憩所等			
森林公園きのこの森	坂瀬川	展望台1棟 林間広場等			
スコラ高原森林 総合利用促進施設	相渡	総合案内施設1棟 キャンプ場 林間広場等			
神石郡林業 センター	安田	施設1棟			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域に身近な里山林については、地域住民等（自治振興会等）による里山林の保全・活用を行うための里山林の整備計画策定を推進し、森林ボランティアや企業の CSR 活動などと連携協力し里山林整備を推進します。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町は、高梁川、江の川、芦田川水系であり、これらの流域の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、水源の森として森林施業を推進します。

(3) 森林法第 10 条の 11 の 8 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策 特になし。

(4) その他 特になし。

6 その他必要な事項

特になし。

従前の森林施業共同化重点的实施地区において、基幹路網の開設を継続的に行っている箇所は、次表のとおりです。

森林施業共同化重点实施地区において実施している基幹路網の整備

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
該当なし				

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
実数(人)	平成12年	12,512	5,958	6,554	1,500	771	729	1,197	659	538	1,544	767	777	3,199	1,603	1,596	5,072	2,158	2,914
	平成17年	11,590	5,526	6,064	1,208	644	564	1,086	572	514	1,298	670	628	3,040	1,566	1,474	4,958	2,074	2,884
	平成22年	10,350	4,894	5,456	955	502	453	824	450	374	1,145	610	535	2,804	1,428	1,376	4,622	1,904	2,718
構成比(%)	平成12年	100.0	47.6	52.4	12.0	6.2	5.8	9.6	5.3	4.3	12.3	6.1	6.2	25.6	12.8	12.8	40.5	17.2	23.3
	平成17年	100.0	47.7	52.3	10.4	5.6	4.9	9.4	4.9	4.4	11.2	5.8	5.4	26.2	13.5	12.7	42.8	17.9	24.9
	平成22年	100.0	47.3	52.7	9.2	4.9	4.4	8.0	4.3	3.6	11.1	5.9	5.2	27.1	13.8	13.3	44.7	18.4	26.3

(国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち 木材・木製品製造業		
実数(人)	平成12年	7,906	2,803	86	-	2,889	2,257	516	2,760
	平成17年	6,913	2,289	67	1	2,357	1,891	-	2,665
	平成22年	6,267	2,029	33	-	2,062	1,596	74	2,609
構成比(%)	平成12年	100.0	35.5	1.1	-	36.5	28.5	6.5	34.9
	平成17年	100.0	33.1	1.0	0.0	34.1	27.4	-	38.6
	平成22年	100.0	32.4	0.5	-	32.9	25.5	1.2	41.6

(国勢調査)

2 土地利用

年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他の面積
		計	田	畑	果樹地			計		森林	原野		
					果樹園	茶園	桑園						
平成12年	38,181	1,709	1,255	431	23	-	-	-	-	31,070	30,728	342	5,402
平成17年	38,181	1,307	963	317	27	-	-	-	210	31,688	31,098	590	4,976
平成22年	38,181	1,294	945	311	38	-	-	-	-	31,129	30,550	579	5,758
-	100.0	3.4	2.5	0.8	0.1	-	-	-	-	81.5	80.0	1.5	15.1

(農林業センサス)

3 森林転用面積

年次	総数(ha)	工場・事業場 用地(ha)	住宅・別荘地 用地(ha)	ゴルフ場・レジ ャー用地(ha)	農用地 (ha)	公共用 地(ha)	その他 (ha)
平成2年	463.0	130.0	27.0	77.0	14.0	12.0	203.0
平成12年	71.0	10.0	0.0	9.0	8.0	44.0	0.0
平成26年			0.4		0.9	26.2	0.4

(林業課調べ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

(平成27年4月1日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) (%)	
	面積(A)(ha)	比率(%)	計(ha)	人工林(B)(ha)	天然林(ha)		
総数	30,623.40	100.0	29,311.07	10,950.66	18,360.41	35.8	
国有林	3,691.17	12.1	3,569.66	2,204.98	1,364.68	59.7	
公有林	計	628.19	2.1	612.37	390.97	221.40	62.2
	都道府県林	19.80	0.1	16.83	7.30	9.53	36.9
	市町村有林	481.03	1.6	468.30	334.37	133.93	69.5
	財産区有林	127.36	0.4	127.24	49.30	77.94	38.7
私有林	26,304.04	85.9	25,129.04	8,354.71	16,774.33	31.8	

(林業課調べ)

(2) 在町者・不在町者の森林所有面積

	年次	私有林合計	在町者 所有面積	不在町者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	平成26年	24,633.78	19,459.20	5,170.65	3,596.89	1,573.76
構成比(%)	平成26年	100	79.0	21.0	14.6	6.4

(林業課調べ)

(3) 民有林の齢級別面積

(平成27年4月1日現在)

単位 面積 ha

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	25,741.41	0.74	111.88	318.95	230.89	302.27	419.73	992.11	1,572.99	1,263.00	2,406.31	18,122.54
人工林計	8,745.68	0.74	37.83	171.72	194.44	246.20	343.76	839.49	1,226.34	955.31	1,297.71	3,432.14
スギ	1,745.40		5.66	2.21	4.61	2.88	7.06	31.79	65.84	48.92	133.93	1,442.50
ヒノキ	6,467.77	0.74	23.61	149.73	182.15	234.89	327.34	802.28	1,156.73	895.90	1,021.11	1,673.29
マツ類	363.01		1.32	5.86	0.18	0.21	0.56	2.41	1.43	10.39	141.08	199.57
ザツ	169.50		7.24	13.92	7.50	8.22	8.80	3.01	2.34	0.10	1.59	116.78
天然林	16,995.73		74.05	147.23	36.45	56.07	75.97	152.62	346.65	307.69	1,108.60	14,690.40
(備考)												

(林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	-	10～20ha	216	50～100ha	10
1～5ha	1,365	20～30ha	50	100～500ha	6
5～10ha	441	30～50ha	27	500以上	0
				総数	2,115

(農林業センサス)

(5) 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	98	166	
うち林業専用道	0	0	

(町調べ)

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
森林作業道	117	154,290	

(町調べ)

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
		該当なし

6 町における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (平成24年現在)
(単位 百万円)

総生産額(A)		28,343
内 訳	第1次産業	3,350
	うち林業(B)	471
	第2次産業	3,660
	うち木材・木製品製造業(C)	2,725
	第3次産業	21,265
B+C/A		11.3%

(注) 木材・木製品製造業の総生産額が不明のため、C欄は平成20年工業統計調査の値を用いた。

(市町経済計算, 工業統計調査)

(2) 製造業の事業所数, 従業者数, 現金給与総額 (平成24年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	31	566	174,623
うち木材・木製品製造業(B)	9	63	22,884
B/A	29%	11%	13%

(工業統計調査)

7 林業関係の就業状況 (平成27年現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	31	24	(名称:神石郡)
生産森林組合	2			(名称:高蓋, 三組二戸)
素材生産業	7	39	21	
製材業	3	9	7	
森林管理署	1	1		三和事務所
合計	14	80	52	

(町調べ)

8 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	9		1	8			
モノケーブル	0						
リモコンウインチ	1			1			
自走式搬器	0						
運材車	8			7	1		
ホイールトラクタ	0						
動力枝打器	8		6	2			
トラック	4			4			
グラップルクレーン	21		3	18			
グラップルソー	5			5			
計	55		10	45			
フェラーパンチャ	0						
スキッダ	0						
プロセッサ	1			1			
ハーベスタ	2		1	1			
フォワーダ	4		2	2			
タワーヤーダ	0						
スイングヤーダ	4		2	2			
その他	2		1	1			
計	13		6	7			

(町調べ)

9 林産物の生産概況

(平成 26 年度実績)

種類	素材	チップ(t)	苗木(ヒノキ:本)	しいたけ(kg)		なめこ(kg)	まつたけ(kg)
				生	乾		
生産量	29,220	1,240		920	1,500	120	78
生産額(百万円)				0.90	6.07	0.09	6.10

(広島県特用林産物生産販売統計, 町調べ)

10 その他必要なもの

公道（国，県，町道）の整備計画

（平成27年9月現在）

公道の種類	名称	位置	延長(km)	開設予定年度	備考
県道	草木高光線	高光	2.2	平成11年～	
	牧油木線	草木	0.86	平成12年～	
	新市七曲西城線	田頭	0.9	平成12年～	
	新市七曲西城線	田頭	1.9	平成13年～	
	三和油木線	高蓋	1.1	平成14年～	
町道	仁後線	古川	2.6	平成24年～	
	仁川谷線	笹尾	1.07	平成25年～	
	時安線	時安	4.7		
	日の郷線	中平	0.74		
	高蓋上下線	階見	1.4		
	宇賀線	福永	2.1		

(町調べ)